

名古屋市緑区選挙管理委員会告示第14号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令（昭和25年4月20日政令第89号）第17条の規定に基づき、愛知県議会名古屋市千種区選出議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録の移替えを、次のとおり延期する。

令和 8 年 2 月20日

名古屋市緑区選挙管理委員会
委員長 横 田 明 典

- 1 登録の移替えを延期する期間
令和 8 年 2 月20日から選挙期日まで
- 2 延期した者に係る登録の移替え
選挙期日後に行う

名古屋市緑区選挙管理委員会事務室